

議案第 28 号 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正概要

1 報酬月額

令和2年12月25日付宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の報酬月額を現行から1.3%引き下げる。

	現行報酬月額	改定後月額	改定額（改定率）
議長	711,700 円	702,400 円	-9,300 円(-1.3%)
副議長	639,400 円	631,100 円	-8,300 円(-1.3%)
議員	587,000 円	579,400 円	-7,600 円(-1.3%)

2 施行期日

令和3年5月1日